

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 8 月28日

【会社名】 三協立山株式会社

【英訳名】 Sankyo Tateyama, Inc

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 下 清 胤

【本店の所在の場所】 富山県高岡市早川70番地

【電話番号】 (0766)20-2101

【事務連絡者氏名】 総務部長 杉 本 昌 信

【最寄りの連絡場所】 富山県高岡市早川70番地

【電話番号】 (0766)20-2101

【事務連絡者氏名】 総務部長 杉 本 昌 信

【縦覧に供する場所】 三協立山株式会社 東京総務部
(東京都中野区中央一丁目38番1号)

三協立山株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号
クイーンズタワーB)

三協立山株式会社 名古屋総務経理課
(愛知県名古屋市中区栄二丁目3番6号)

三協立山株式会社 大阪総務経理課
(大阪府大阪市西区靱本町一丁目9番15号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年8月27日の当社第70回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年8月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金20円 総額630,138,940円

ロ 効力発生日

平成27年8月28日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社の諸制度の下で、議決権を有する監査等委員である取締役を置き、監査・監督機能を強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることにより、企業価値向上を目指すため、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行う。また、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更となるため、責任限定契約の対象の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、山下清胤、蒲原彰三、岡本誠、庄司美次、山田浩司、中野敬司、阿見秀一、平能正三及び黒崎聡を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、三村伸昭、野崎博見、佐野孝司、角木完太郎及び荒木二郎を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として黒崎康夫を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額400百万円以内と設定する。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額130百万円以内と設定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	206,877	431	0	(注) 1	可決 95.9
第2号議案	205,930	1,378	0	(注) 2	可決 95.4
第3号議案					可決
山下 清胤	202,909	4,388	0	(注) 3	可決 94.1
蒲原 彰三	205,164	2,133	0		可決 95.1
岡本 誠	205,459	1,838	0		可決 95.3
庄司 美次	205,459	1,838	0		可決 95.3
山田 浩司	205,446	1,851	0		可決 95.3
中野 敬司	205,455	1,842	0		可決 95.3
阿見 秀一	205,450	1,847	0		可決 95.3
平能 正三	204,110	3,187	0		可決 94.6
黒崎 聡	205,360	1,937	0		可決 95.2
第4号議案					可決
三村 伸昭	204,468	2,829	0	(注) 3	可決 94.8
野崎 博見	206,118	1,179	0		可決 95.6
佐野 孝司	204,465	2,832	0		可決 94.8
角木完太郎	206,132	1,165	0		可決 95.6
荒木 二郎	162,178	45,119	0		可決 75.2
第5号議案	205,870	1,438	0	(注) 3	可決 95.4
第6号議案	206,704	579	25	(注) 1	可決 95.8
第7号議案	206,739	544	25	(注) 1	可決 95.8

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。